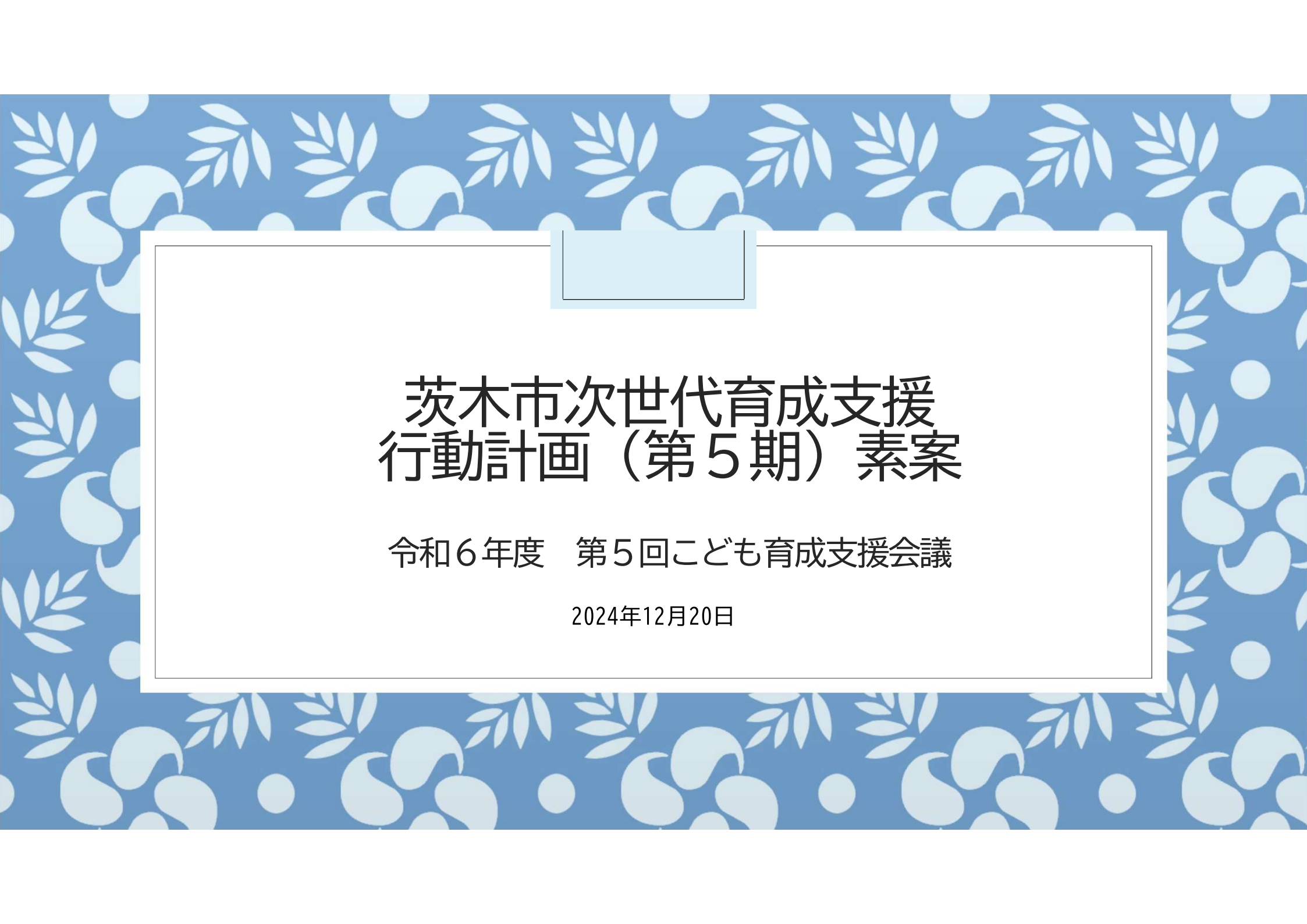




茨木市次世代育成支援 行動計画（第5期）素案

令和6年度 第5回こども育成支援会議

2024年12月20日

本日の検討事項

- 1 前回会議からの主な追加・変更について
 - 2 第5章 子ども・子育て支援事業の推進 について
- (報告) 今後のスケジュールについて



1 前回会議からの主な追加・変更について

♣ 主な追加

- ① 第2章 こどもを取り巻く茨木市の課題
 - 2 アンケート結果等からみた茨木市の状況
- ② 第5章 子ども・子育て支援事業の推進

♣ 主な変更

- ① 第2章 こどもを取り巻く茨木市の課題
 - 4 第5期計画に向けた検討課題
- ② 第3章 計画の構想
 - 3 施策展開のイメージ図
- ③ 第4章 施策の展開
 - 各施策における内容や数値等の加筆修正等



【追加箇所】

第2章 こどもを取り巻く茨木市の課題

2 アンケート結果等からみた茨木市の状況

◆ 内容

令和5年度に実施した市民アンケート調査から次の9項目を抽出

- (1)(2)(3)待機児童
- (4)子育てに関する相談方法
- (5)子育ての楽しさ・つらさ
- (6)小学生高学年以上の相談方法
- (7)市取組への意見の反映
- (8)ヤングケアラー
- (9)本市居住意向

素案 9～13ページ



【修正箇所】

素案31・34ページ

修正前	修正後
第2章 こどもを取り巻く茨木市の課題 4(3)地域ぐるみの子育て支援の充実(子育て家庭の孤立防止)	第2章 こどもを取り巻く茨木市の課題 4(3)子育てでつながる共創のまちづくり ※既存の文章に次の内容を追記 とりわけ、児童・生徒・学生や若者と共創し、自身の能力を活かして活躍できる場や子育てに関する体験ができる場を創出するとともに、児童・生徒・学生や若者のさまざまなチャレンジを応援し、将来の子育てに対して肯定的なライフイメージをもつことができるよう次世代育成支援を行います。
第2章 こどもを取り巻く茨木市の課題 4(9)ニーズに沿った少子化対策の強化	第2章 こどもを取り巻く茨木市の課題 4(9)こどもを持ち育てたいと思える社会づくりの推進 ※既存の文章に次の内容を追記 希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会の実現を図る必要があります。



【修正箇所】

素案38ページ

修正前	修正後
第3章 計画の構想 3 施策展開のイメージ図 「若い世代の結婚、子育てに関する希望の形成」	第3章 計画の構想 3 施策展開のイメージ図 「こどもを持ち育てたいと思える環境づくり」



【修正箇所】

素案45ページ

第4章 施策の展開

各施策において、軽微な文言の修正や数値の見直し等があります。

修正前	修正後
1 ライフステージごとの施策 ②妊娠・出産期における健康の保持・増進 事業NO.1110 産後ケア 目標値（後日、国から指標が示されます）	// 目標値(令和11年度 宿泊型440日 通所型59日)

【追加箇所】

素案75ページ

第4章 施策の展開

2 社会的な支援が必要なこども・若者や子育て家庭が安心できる環境づくり

(5)こどもの貧困の解消に係る対策

「市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」における貧困の指標一覧を追記。



2 第5章「子ども・子育て支援事業の推進」について

♣ 位置づけ

- ・「子ども・子育て支援事業計画」にあたります。(根拠法令 子ども・子育て支援法)

素案84ページ～

♣ 計画期間

- ・令和7年度(2024)～令和11年度(2029)

♣ 考え方

- ・幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、その量の見込み(潜在的なニーズを含む利用の見込み)とそれを確保するための内容を定めています。



🌳 構成

項 目	概 要
1 教育・保育提供区域の設定	5ブロックの設定 (中央・東・西・南・北)
2 計画期間中の推計児童数	2029年度までの推計値を提示
3 子ども・子育て支援事業についての考え方	子ども・子育て支援事業に係る事業名とその概要
4 幼児期の教育・保育施設サービスの量の見込み及び確保の内容	量の見込みと確保の内容
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の内容	量の見込みと確保の内容
6 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に関する取組	教育・保育等に関する上記以外の具体的支援



対象事業等について

第1回こども育成支援会議における審議案件「量の見込み」を反映しています。

素案86～87ページ

。教育・保育

	区分	対象者等	内容
(1)	1号認定	3～5歳	保育の必要性がなく、教育ニーズがある認定区分 (認定こども園、幼稚園)
(2)	2号認定	3～5歳	保育の必要性がある認定区分 (幼稚園、認定こども園、保育所)
(3)	3号認定	0～2歳	保育の必要性がある認定区分 (認定こども園、保育所、地域型保育施設)



。地域子ども・子育て支援事業 19事業

(1)	利用者支援事業	(11)	放課後児童健全育成事業（学童保育）
(2)	地域子育て支援拠点事業 （地域子育て支援センター、つどいの広場）	(12)	実費徴収に係る補足給付を行う事業 ※量の見込み不要
(3)	妊婦健康診査事業	(13)	多様な主体が新制度に参入することを促進 するための事業 ※量の見込み不要
(4)	乳児家庭全戸訪問事業	(14)	子育て世帯訪問支援事業
(5)	養育支援訪問事業	(15)	児童育成支援拠点事業
(6)	子育て短期支援事業 （ショートステイ・トワイライトステイ）	(16)	親子関係形成支援事業
(7)	子育て援助活動支援事業 （ファミサポセンター事業）	(17)	妊婦等包括相談支援事業
(8)	一時預かり事業	(18)	産後ケア事業
(9)	時間外保育事業 （延長保育事業）	(19)	乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）
(10)	病児・病後児保育事業		



量の見込みが不要な項目

素案86ページ

♣実費徴収に係る補足給付を行う事業

(概要)

幼稚園を利用するこどもの保護者に対し、世帯の所得状況その他の事情を勘案して保護者が支払うべき食事の提供にかかる実費徴収額(副食材料費)に対して、市がその一部を補助する事業。

♣多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業

(概要)

健康面や発達面において特別な支援が必要なこどもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業。



新しく追加した項目

素案117～118ページ

♣産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業

→ 病院・助産所・診療所等への宿泊型、通所型をそれぞれ1組7日上限に実施します。

♣妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う事業

→ 保健師、助産師、保育士等が、妊娠届出時、妊娠8か月頃（希望者等）や出生届出後に、面談などにより情報提供や相談など（伴走型相談支援）を行います。

♣乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

→ 待機児童の解消を優先すべきことから、令和8年度から最低限での事業を行います。

（通園時間 令和8、9年度 月3時間、
令和10年度以降 月10時間）



(報告) 今後のスケジュールについて

令和7年1月10日(金) 第6回こども育成支援会議
(予定案件) パブリックコメント前の素案の最終確認

令和7年1月20日(月)～2月14日(金)
パブリックコメント実施(市民・庁内)

令和7年3月 第7回こども育成支援会議
(予定案件) パブリックコメント実施後の報告
市長への答申

